

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、令和3年7月から令和3年9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 苦情受付番号
3新検委第1号
- 2 苦情申立日
令和3年7月15日
- 3 苦情申立人
匿名
- 4 苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名
(契約担当部局) 知事政策局 I C T 推進課
(調達物品名等) 新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入
- 5 苦情の概要

入札時点で存在しない物品を入札参加資格審査で資格ありと判断したことが不適正であること、また、本件調達における納品物は特定業者しか知り得ない状況で、一般的には調達できない物品であること、さらに、入札公告前から特定業者が仕様を把握していたとすれば、他事業者の参入を阻害したと評価できることから、公平性の観点から不適正であるため、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しており、入札の無効化及び次点入札者を落札者とするを関係調達機関に提案することを求める。

- 6 苦情処理状況の概要

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）5の規定に基づき検討を行い、令和3年10月13日に報告書を作成し、苦情申立人及び契約担当部局に交付した。